

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

2019年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針の策定  
および自主保安推進ツールの案内について(お願い)

標記につき、保安対策指針において、経済産業省より別添1のとおり液化石油ガス販売事業者等に対して周知するよう依頼がありました。

また、別添2、3についても経済産業省ホームページに掲載がされております。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また、直接会員におかれましては関係者に対し、下記内容をご周知くださいますようお願いいたします。

記

1. 保安対策指針について(別添1)

本指針の内容は平成30年度の保安対策指針を基本的に踏襲しつつ、新規項目としてバルク貯槽等の20年検査対応時の残留ガスの計画消費や、「安全アダプター」等の使用が禁止された接続具の確実な取替え等が追記されています。(昨年度指針との変更箇所には下線が引かれていますので、ご参照ください)

◎保安対策指針等掲載箇所(経済産業省ホームページ内)

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2019/3/310311-01.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2019/3/310311-01.html)

2. 経済産業省が作成した他工事事故防止の周知チラシについて(別添2)

近年増加している他工事事故を受けて、経済産業省では、他工事事故防止の周知チラシを新たに策定してホームページに掲載しておりますので、合わせてご案内します。

◎他工事チラシ掲載場所等掲載箇所(経済産業省ホームページ内)

[http://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/sangyo/lpgas/gas\\_anzen/img/leaflet-lp-gas\\_03.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/gas_anzen/img/leaflet-lp-gas_03.pdf)

3. 認定販売事業者のPRエンブレムの作成について(別添3)

経済産業省では、認定液化石油ガス販売事業者制度をより普及させるために、PRエンブレムを作成しています。PR等にエンブレムを使用されたい場合は、「認定液化石油ガス販売事業者制度エンブレム使用規約」を確認いただき、誓約書を添付のうえ、電子メール(lpg-gasanzenshitsu@meti.go.jp)にてガス安全室に送付いただく必要があります。

◎認定販売事業者エンブレムの使用規約等掲載箇所(経済産業省ホームページ内)

[http://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/sangyo/lpgas/anzen\\_torikumi/nintei\\_jigyousha.html](http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/anzen_torikumi/nintei_jigyousha.html)

以 上

発信手段：Eメール、担当：高木、北邨、橋本